

第1回櫃原市小学校通学区域検討委員会

平成19年7月25日（水）

午前10時から

かしはら万葉ホール3階教育委員会室

次 第

1. 開会
2. 委員委嘱
3. 教育長あいさつ
4. 委員紹介
5. 事務局職員紹介
6. 委員長・副委員長選出
7. 委員会への諮問（p 5 参照）
8. 議長選出
9. 会議の公開等について
10. 議事
 - （1）委員会設置の趣旨について（p 6 参照）
 - （2）通学区域における現状について（資料1～4）
 - （3）児童数の推移について（資料5～6）
 - （4）今後のスケジュールについて（p 7 参照）
 - （5）その他
11. 閉会

檀原市小学校通学区域検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 檀原市立小学校の通学区域の在り方を検討するため、檀原市小学校通学区域検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、檀原市立小学校の通学区域の在り方の基本的な考え方について調査・検討し、教育長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治会代表者
- (3) 教育関係者
- (4) 公募により選ばれた市民
- (5) 関係行政機関の職員

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長2人を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の総数の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の会議の議案は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明等の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務部学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月2日から実施する。

2 この要綱の実施の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

3 この要綱は、第2条の提言があった日限り、その効力を失う。

橿原市小学校通学区域検討委員会 委員名簿

	選出分野	氏名	役職
1	有識者・学識経験者	喜多 俊幸	奈良大学教授
2	有識者・学識経験者	吉田 明史	奈良教育大学教授
3	有識者・学識経験者	細川 佳秀	市議会議長
4	自治会代表者	中井 靖教	市自治委員連合会 会長 白檀地区自治会 会長
5	自治会代表者	吉村 章	市自治委員連合会 副会長 真菅地区自治会 会長
6	自治会代表者	横尾 敏雄	市自治委員連合会 副会長 畝傍地区自治会 会長
7	公募により選ばれた市民	氏田 節子	
8	公募により選ばれた市民	田ノ上 知津	
9	教育関係者	奥田 英人	市PTA連合会代表 市立耳成幼稚園PTA 会長
10	教育関係者	西村 宗男	市PTA連合会代表 市立鴨公小学校PTA 会長
11	教育関係者	岸田 康治	市PTA連合会代表 市立八木中学校PTA 会長
12	教育関係者	杉本 和子	市幼稚園長会代表 市立新沢幼稚園 園長
13	教育関係者	工藤 英俊	市小中学校長会代表 市立鴨公小学校 校長
14	関係行政機関の職員	守道 文康	理事(教育委員会担当)
15	関係行政機関の職員	佐藤 幸一	教育総務部長

橿原市小中学校通学区域

中	小	通 学 区 域
畝 傍 中	畝傍南小学校	西池尻町、畝傍町、吉田町、見瀬町、久米町、白橿町1丁目 の一部、大軽町の一部
	畝傍北小学校	四条町(今井小学校区に属する四条町の一部を除く。)、大 久保町、四分町、城殿町、御坊町、栄和町、田中町、山本 町
	畝傍東小学校	石川町、大軽町(畝傍南小学校区に属する大軽町の一部を 除く。)、五条野町、和田町、菖蒲町1丁目、菖蒲町2丁 目、菖蒲町3丁目、菖蒲町4丁目
八 木 中	鴨公小学校	醍醐町、縄手町、飛驒町、上飛驒町、法花寺町、別所町、 高殿町
	晩成小学校	小房町、八木町1丁目、八木町2丁目、八木町3丁目、北 八木町1丁目、北八木町2丁目、北八木町3丁目、南八木 町1丁目、南八木町2丁目、南八木町3丁目、内膳町1丁 目、内膳町2丁目、内膳町3丁目、内膳町4丁目、内膳町 5丁目
	耳成小学校	十市町(国道24号以東)、葛本町(国道24号以東)、新賀町 (国道24号以東)、東竹田町、中町、太田市町
	香久山小学校	東池尻町、南山町、戒外町、南浦町、木之本町、下八釣 町、膳夫町、出合町、出垣内町
	耳成南小学校	常盤町、石原田町、山之坊町、木原町
大 成 中	今井小学校	兵部町、今井町1丁目、今井町2丁目、今井町3丁目、今 井町4丁目、小綱町、四条町の一部
	真菅小学校	大谷町、慈明寺町、寺田町、五井町、北妙法寺町、中曾司 町(近鉄大阪線以南)、曾我町、地黄町
光 陽 中	金橋小学校	東坊城町、曲川町、雲梯町、新堂町、古川町、忌部町
	新沢小学校	川西町、一町、北越智町、観音寺町、光陽町
白 橿 中	白橿南小学校	白橿町5丁目、白橿町6丁目、白橿町7丁目、白橿町8丁 目
	白橿北小学校	烏屋町、南妙法寺町、白橿町1丁目(畝傍南小学校区に属 する白橿町1丁目の一部を除く。)、白橿町2丁目、白橿町 3丁目、白橿町4丁目
橿 原 中	真菅北小学校	土橋町、小槻町、中曾司町(近鉄大阪線以北)、飯高町、 大垣町、豊田町
	耳成西小学校	十市町(国道24号以西)、葛本町(国道24号以西)、新賀町 (国道24号以西)、上品寺町、新口町、西新堂町

檀教学第1729号

平成19年7月25日

檀原市小学校通学区域
検討委員会委員長 殿

檀原市教育委員会
教育長 丹生 明

諮問書

下記の事項について、諮問いたします。

記

1 諮問事項

檀原市立小学校の通学区域の在り方の基本的な考え方について

2 諮問理由

本市の通学区域については、昭和33年に制定後、市の人口急増に伴い、道路、鉄道の交通網を配慮しながら、昭和45年に白檀南小学校、続いて耳成南小、真菅北小、畝傍東小、白檀北小が分離新設を経て、昭和54年の耳成西小学校を最後に現在に至っています。

その後も本市における道路整備状況は著しいものがあり、国道24号檀原バイパス、中和幹線、奈良檀原線、国道165号バイパス、国道24号大和高田バイパス、京奈和自動車道（一般部）が順次開通し、通学区域が幹線道路で分断され、交通弱者といわれる子ども達にとっては、通学時における安全面で大きな脅威となっています。

また、近年、子どもが被害に遭う事件・事象も増加しつつあり、保護者をはじめ地域で見守り活動をしていただいている住民の皆さん方からも、治安面から通学時の安全性・利便性を求める声が日々大きくなってきております。

従いまして、このような子どもたちを取り巻く社会背景・時代背景を考慮し、また保護者・地域の声を反映した通学区域への見直しを行うにあたり、小学校通学区域検討委員会を設置し、現在の通学区域の留意すべき事項について検証・検討いただき、ご提言をいただきたく諮問いたします。

小学校通学区域の見直しについて

趣旨

本市の通学区域については、昭和33年6月15日付教育委員会規則第1号で制定後、市の人口急増期に伴い、白檀南小学校（昭和45年）、耳成南小学校（昭和48年）、真菅北小学校（昭和49年）、畝傍東小学校（昭和51年）、白檀北小学校（昭和52年）と分離新設を経て、昭和54年の耳成西小学校を最後に現在に至っています。この間の分離新設に際しては、道路、鉄道の交通網を配慮し、通学区域が制定されてきたところであります。

しかし、その後も本市における都市基盤整備の一環としての市内道路整備状況は著しいものがあり、国道24号檀原バイパス（昭和58年7月～昭和59年8月）、中和幹線（昭和59年4月～平成18年4月）、奈良檀原線（平成5年4月～平成6年10月）、国道165号バイパス（昭和63年4月）、国道24号大和高田バイパス（昭和57年7月～平成15年11月）、京奈和自動車道（一般部）（平成元年8月～平成18年4月）が順次開通し、市内の基幹道路としての役割を担っております。

一方、この道路網の発達は、通学区域が幹線道路で分断され、交通弱者といわれる子ども達にとっては、通学時における安全面で大きな脅威となっています。

また、近年、子どもが被害に遭う事件・事象も増加しつつあり、保護者をはじめ地域で見守り活動をしていただいている住民の皆さん、そして市議会からも通学時の安全性・利便性についての研究をするように要請されているところです。

このような子どもたちを取り巻く社会背景・時代背景を考慮し、また保護者・地域の声を反映した通学区域への見直しを行うにあたり、小学校通学区域検討委員会を設置し、広くご意見を伺うものであります。

橿原市小学校通学区域検討委員会スケジュール（案）

- | | | |
|----------------|--|----------|
| 第1回 | 委員委嘱
委員長・副委員長選任、諮問
検討委員会設置の趣旨
小学校通学区域における現状
今後のスケジュール（案） | 平成19年7月 |
| 第2回 | 小学校通学区域における現状と課題
通学路について | 平成19年8月 |
| 第3回 | 小学校通学区域の在り方についての基本的な考え方（1）
課題事項 | 平成19年11月 |
| 第4回 | 小学校通学区域の在り方についての基本的な考え方（2）
配慮すべき事項
基本方針の検討① | 平成20年2月 |
| 第5回 | 中間報告
基本方針の検討② | 平成20年5月 |
| <パブリックコメントの実施> | | |
| 第6回 | パブリックコメントに対する意見交換 | 平成20年9月 |
| 第7回 | 総括審議（提言内容の確認） | 平成20年11月 |
| 第8回 | 答申 | 平成21年1月 |